２０２１年7月１９日

各位

公益財団法人　日本棋院

新型コロナウイルス感染等への対応について

弊院では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関して随時対応してきておりますが、いまだに終息の目途がつかない状況であることから、今後、弊院棋士・職員などで感染の恐れがある、または感染者が出た場合の対応についてお伝えします。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況や政府の施策は日々変化しており、常に新しい情報へのアップデートを行いながら対応していきます。

Ⅰ．棋士・職員に新型コロナウイルス感染が疑われる場合

１　棋士、職員から発熱や呼吸器症状など新型コロナウイルスの症状（次項：Ⅱ内で示す症状）が出た場合、直ちに棋院に報告のうえ保健所からの自宅待機等の要請に従うよう求めます。

２　弊院内での濃厚接触者を特定し、感染経路を確認するために、当該棋士・職員に対して、発症 2 日前からの行動の詳細をメールで報告を求めます。**（添付１）**

Ⅱ．濃厚接触者等の定義について

濃厚接触者及び感染可能期間とは、以下、国立感染症研究所感染症疫学センターが 2020 年 4 月 20 日に公表した定義によります。

（１）「濃厚接触者」とは、「患者」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいう。

① 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

② 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者

③ 患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④ その他：手で触れることのできる距離（目安として１メートル）かつ、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

（２）「感染可能期間」とは、発熱および咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した 2 日前から隔離開始までの間をいう。

※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、

下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害等

なお、上記、新型コロナウイルス感染症を疑う症状として列挙した症状のうち、中心をなすのは従来通りに発熱および咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状となる。

これらの症状を中心に、発症した 2 日前から隔離開始までの間を感染可能期間と判断する。

Ⅲ．弊院内での濃厚接触者の特定方法

感染が疑われる棋士・職員は、直ちに棋院に報告のうえ、当該棋士・職員が発症（37.5 度以上の発熱等）した日の 2 日前から最終登院日（出社日）までの行動歴（場所等）についてメールによるヒアリングを行います。

発症した棋士・職員について濃厚接触者をリストアップし、リストアップされた者に対して、症状の有無にかかわらず、保健所からの自宅待機等の要請（最終接触日より起算して歴日 14 日間）に従うよう求めます。

Ⅳ．棋士・職員が新型コロナウイルスに感染した場合

新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機していた当該棋士・職員が PCR 検査の結果、正式に陽性であることが判明した場合、当該棋士・職員に対して、医師・保健所の指示に従い、入院もしくは自宅待機の継続を求めます。

また、当該棋士・職員に対して保健所からの「陽性解除」通知後、1 週間の自宅待機を命じます。当該棋士・職員は、保健所からの「陽性解除証明書」を受取り後、棋院に提出すること。

Ⅴ．弊院としての対応方法を説明し、本人の理解を得る

棋士・職員が新型コロナウイルスに感染した場合を想定して、棋士・職員全員に事前に以下の事柄を弊院イントラネット等に公示し理解を得るようにします。

① 棋院内施設の消毒を行うこと
② 感染予防措置の徹底のため、棋院内での周知を行うこと
③ 必要に応じて対外的な公表を行う可能性があること

Ⅵ．感染拡大防止のための院内周知

弊院内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、感染拡大防止の観点から、速やかに弊院内への周知を行います。

Ⅶ．一斉休業等の実施検討

弊院内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、感染拡大の防止、顧客、スポンサーとの関係、職員の不安等を考慮し、一斉休業について検討します。

Ⅷ．弊院内施設の消毒

弊院内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、保健所等の指示に従い、発症者や濃厚接触者の行動歴から、手指等の接触場所の洗い出しを行い、消毒すべき場所を特定します。

Ⅸ．対外的発表

1　弊院内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、囲碁ファン、スポンサー、近隣住民等に対し、個人情報保護法等に留意しながら情報開示を行います。
また、スポンサー先等で濃厚接触者が想定されるような場合には、直ちに先方にその旨を伝えて今後の対応を協議します。

2　弊院内で新型コロナウイルス感染者が出たことについての情報開示にあたっては、棋士・職員が過度に不安にならないように、また感染者に対する偏見や差別が起きないよう配慮いたします。

3　弊院内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、ビルや建物の所有者や管理者に対して、消毒作業の実施や今後の施設利用について直ちに報告します。

4　棋士が新型コロナウイルスに感染した場合、棋士は一般の方と接触する機会が多くその影響力を考慮し、弊院ホームページ、KMS（棋士向けイントラネット）に氏名を公表することとします。

Ⅹ．家族に感染者が出た場合

棋士・職員の同居の家族に感染者が出た場合には、感染者と同居する棋士・職員は自身の健康状態に問題がない場合であっても、感染者と同居する棋士・職員に対して、保健所からの自宅待機等の要請に従うよう求めます。

Ⅺ．事業所内、対局場等の感染の予防について

1　会議

対面による会議を極力避け、WEB 等のシステムを活用し、会議出席者同士の接触を可能な限り少なくします。やむを得ない事情で対面による会議を開催する場合には、出席者間の距離を 2m確保し、換気およびマスク着用を徹底するようにします。

2　関係先への往訪等

直接の往訪等を避け、電話・電子媒体や郵便等により行います。

3　事業所内の衛生管理

事業所内は、常に換気に留意するとともに、アルコール消毒などを適宜実施しま

す。

4　不要不急の外部来訪者および見学者等の出入り等

事業所内への出入りを原則制限します。

5　事務所への飛沫感染防止用パーテーションの設置

以上